厚木市情報公開条例及び厚木市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月28日

厚木市長　山口貴裕

令和８年厚木市条例第 20 号
令和８年10月28日公布

厚木市情報公開条例及び厚木市個人情報保護条例の一部を改正する条例

（厚木市情報公開条例の一部改正）

第１条　厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第７条第１号エ中「第２条第９項」を「第２条第 10 項」に改める。

（厚木市個人情報保護条例の一部改正）

第２条　厚木市個人情報保護条例（令和４年厚木市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「第２条第 11 項第２号」を「第２条第 12 項第２号」に改める。

附　則

この条例は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第 56 号）の施行の日から施行する。